



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2003.05.19

No 26 - 68

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

日航ニアミス事故 不当な書類送検 産別で見解表明・記者会見実施 不起訴獲得に向け大きな運動を！

5月7日警視庁は2001年1月30日に発生した日航ニアミス事故に関して、JAL907便機長と管制官2名を、業務上過失傷害罪及び航空危険罪の疑いで東京地検に書類送検しました。

この刑事捜査は、「事故調査報告書を流用しており ICAO ANNEX13 違反」「そもそも犯罪性は無い」という重大な問題があり、捜査の中止を求めてきたもので、全く認められません。

日乗連は、安全会議・航空連と連携し、当日にはコメントを出すとともに9日には以下の正式見解をもとに記者会見を実施しました。記者会見には16社が参加し2時間にわたり積極的な意見交換が行われました。(参加社: ジャパンタイムズ、日刊航空新聞、読売、TV東京、TBS、時事、日本航空新聞、共同通信、朝日、フジTV、日経、NHK、産経、東京MX TV、毎日、日テレ: 順不同)

今後は全乗員の団結で不起訴獲得を目指しましょう！

2003年5月9日
航空安全推進連絡会議
航空労組連絡会
日本乗員組合連絡会議

日航907便ニアミス事故の機長および管制官の書類送検について(見解)

2001年1月31日に発生した日航907便ニアミス事故に関して、警視庁は5月7日、当該機長および管制官2名を業務上過失傷害罪等の容疑で書類送検しました。

このように刑事訴追に向けて手続きが進められたことは、航空事故の再発防止を目指す事故調査に対し今後大きな障害となることから、非常に遺憾と考えます。

航空事故の約7割はヒューマン・ファクター(人的要因)で発生していることから、事故の再発防止の為、事故当事者からありのままの証言を得ることが最も重要とされています。

航空・鉄道事故調査委員会設置法により、同委員会が行う事情聴取において、調査の協力拒否や虚偽の証言に対して罰則が設けられているのはこの為に他なりません。

続く



一方、刑事捜査においては、当事者にとって不利益となる事項については、黙秘権の行使が保証されています。航空事故においては、殆どの場合多くの要素が複雑に絡んで発生するため、関係者が自分達に不利益となる事項について黙秘の権利を行使した場合、多くの要素の解明が出来ず真の事故原因究明が不可能となり、有効な再発防止策を策定することができなくなります。

国際民間航空条約第 13 付属書では、事故調査の過程で得られた情報等を事故調査以外の目的に利用した場合、将来の事故調査に悪影響を及ぼすことになるため、刑事責任追及などに利用することを禁じています。

航空・鉄道事故調査委員会が作成した本件の事故調査報告書の冒頭に「本報告書の調査は、航空・鉄道事故調査委員会設置法及び国際民間航空条約第 13 付属書に従い、航空・鉄道事故調査委員会により、航空事故の原因を究明し、事故の防止に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない」と明記されています。

警視庁による捜査において、事故調査報告書が利用されてきましたが、このような使用方法は国際民間航空条約に抵触するものです。

さらに現在の航空事故防止活動は、人間にはエラーがあるものとの基本的考えにたっており通常の運航の乗務員や管制官のエラーをも自発的に報告しそれを皆で共有するという段階の取り組みまで行われています。こうした情報を得るためには、乗務員や管制官が報告しやすい環境を作ることが将来の航空事故撲滅に重要であると、国際民間航空機構（ICAO）や世界の航空行政、航空機製造会社、航空会社、乗務員団体は認識し取り組んでいます。

このように事故の再発防止を主眼とする立場から、世界的な趨勢として、国際民間航空条約の趣旨を踏まえ、テロや故意に引き起こされた事故以外の航空事故では警察などによる犯罪捜査が行われていないのが実態であり、日本の現状はこれとはかけ離れたものです。

世界の運航乗務員は、航空事故に関わる司法捜査に、事故調査報告書が流用されている現状に対して懸念を表明しており、昨年 12 月には IFALPA（国際定期航空操縦士会）代表が来日し、日本の行政に対し、国際民間航空条約を遵守するよう要請を行っています。

世界の航空関係者が、人類普遍の願いである航空事故の撲滅のために、事故調査に支障をきたす様々な障害を取り除く努力をしている中で、司法捜査において事故調査報告書が使用され、それに基づいて当該機長および管制官が書類送検されたことは、利用者国民の切望する民間航空の安全確保に逆行するものです。

また航空事故の撲滅を目指し積み上げられてきた規程類、教育に則った環境でとられた行為に起因する事象は、予見可能性が無いという点で過失犯には該当しないと考えます。

航空事故調査と刑事捜査は、競合する関係にあります。私たちは、改めて国際民間航空条約の第 13 付属書に基づいた対応を強く求めるものです。

以上